

上三川町立本郷北小学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義と本校の基本姿勢

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の「いじめ防止対策推進法 第2条」に基づいた定義により「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識のもと、本校の学校教育目標「助け合える子 よく考える子 がんばりぬく子」を実現するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応などの基本方針を策定する。本校のいじめ防止のための基本姿勢は、次のようである。

- 全教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない学校風土を醸成する。
- 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう学業指導の充実を図る。
- 児童一人一人の思いやりの心と自己有用感を育む教育活動を推進する。
- 道徳教育や体験活動の充実を図り、いじめに向かわない能力・態度の育成を図る。
- いじめの早期発見・解決のために、学校が組織的・機動的に対応して様々な手段を講じる。
- 保護者や地域、関係機関と連携し、いじめの解決にあたる。

II いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むようにする。そのため、教師は、一人一人が常日頃から分かりやすい授業を展開するとともに、充実した学校行事や縦割り班活動を通して児童の思いやりの心や自己有用感を育むことに努める。

道徳の時間や保健学習では、思いやりの心や命の大切さについての指導を行う。また、児童が「いじめは絶対に許されないことである」という認識をもてるように指導する。

1 いじめを防止する学校風土の醸成

- ア 「いじめゼロ宣言 in 上三川」を実践し、児童が夢や希望をもって生活できる学校づくりを推進する。
- イ 道徳の時間においては思いやり心や生命尊重を重点項目として指導し、第2・4・6学年で実施する保健学習では人間の誕生の喜びや生命尊重を自覚させていく。
- ウ 人権週間における人権標語づくり、人権作文の朗読、朝会での講話などを通して人権意識を高め、いじめの未然防止に努める。
- エ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- オ 教職員自身も人権感覚を研ぎ澄まし、児童生徒を傷つけたり、いじめを誘発、助長したりすることのないよう、自らの言動に細心の注意を払う。
- カ 児童会を中心とした児童主体のいじめ防止に資する活動を推進していく。
- キ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方を指導していく。

2 児童一人一人の自己有用感を育む教育活動の推進

- ア 参加、対話、共有、多様性、探究などの視点から「分かる授業づくり」を目指し、児童一人一人が活躍できる場面を確保するように努める。
- イ 学校行事や縦割り班活動(清掃、手つなぎ遠足、児童集会、福祉カルタ取り大会、共遊など)においては、思いやりの心や自己有用感を育みながら実施する。

Ⅲ いじめの早期発見・早期解決

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、全教職員が児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくようにする。また、児童には、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」の立場はいじめに加担していることを理解させる。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をしている「傍観者」の立場では、いじめの解決につながらず、いつまでも被害児童を苦しめることになることを理解させる。

さらに、保護者や地域、関係機関との連携を図り、いじめの早期発見・早期解決を図る。

1 いじめの早期発見・早期解決のための対応

- ア Q-Uテストや生活アンケートを生かした定期の教育相談を実施して児童の悩みや人間関係を把握するとともに、普段からの観察や対話による児童理解により、いじめの早期発見に努める。
- イ いじめを発見した場合は、必ず児童指導主任に報告し、学級担任だけで抱え込むことなく、関係教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめの早期解決を図る。
- ウ いじめを発見した場合は、可能な限り複数の教職員で分担して同時進行で教育相談を実施して、被害児童から悩みを聞き、また、関係児童等からも予断をもたずに事実をよく確認しながら情報を収集し、いじめの早期発見・早期解決を図る。また、加害児童には、毅然とした指導を行うとともにいじめに至った経緯について丁寧に取り組みを行う。
- エ 観衆としての立場にいる児童は、自分たちの行為が加害児童の行為を容認し、時には、助長させる結果になっていることを理解させる。
- オ 傍観者としての立場にいる児童に対しては、いじめを自分たちの問題として捉えさせ、いじめと思われる行為を目撃した時は、速やかに教職員に報告することをはじめとするいじめを止めさせるための行動の重要性を理解させるように努め、仲裁者としての役割が果たせるようにする。
- カ 児童同士のふざけ合いや被害をうけていると思われる児童がいじめを否定した場合等も軽視せず、些細なことでもいじめの兆候を見逃さず、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から組織的に的確に関わり、積極的に認知していく。

2 保護者や地域、関係機関との連携を図った対応

- ア いじめを発見した場合には、被害児童及び加害児童の保護者との連携を密にし、家庭での様子や人間関係についての情報を集めて指導に生かすとともに、学校側の取組についても情報を提供する。
- イ スクールカウンセラーとの連携を図り、被害児童の心のケアを図る。
- ウ 重大事態の発生時の対応については、上三川町教育委員会、河内教育事務所等に指導・助言を依頼し、学校として組織的に対応する。
- エ 身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合や犯罪行為として取り扱われるべきと思われる事案には、教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮のうえで、所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- オ 本校のいじめ防止の取組みについてホームページ、学校便り、学年便等を通して保護者や地域の方に周知する。

Ⅳ いじめ防止のための組織

いじめについて、定期的に情報交換を行うとともに、必要に応じて有識者が参加する「いじめ防止対策委員会」を開催する。

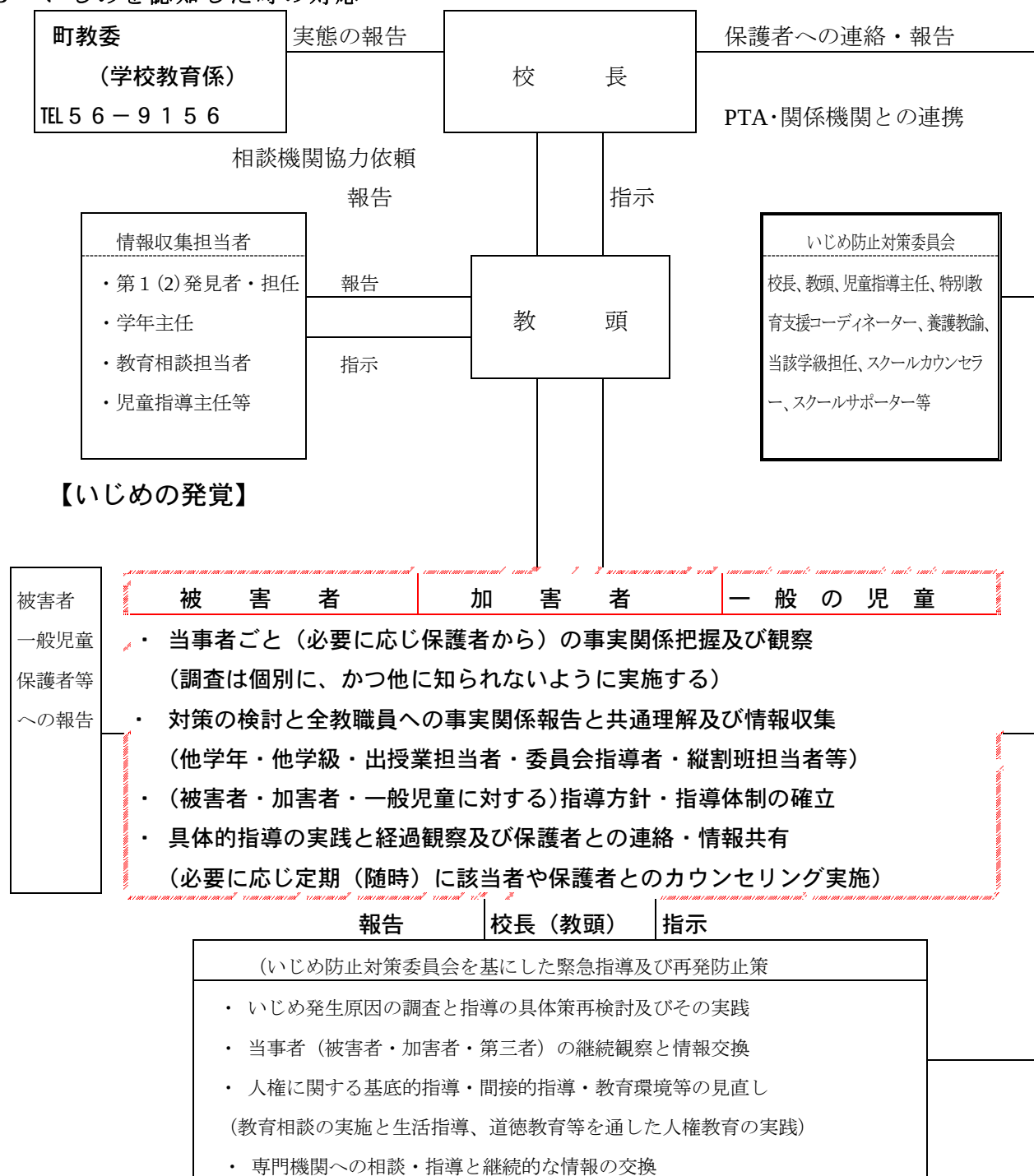
1 児童指導会議

- ア 定期的に、全教職員でいじめに関わる情報交換を行う。

2 いじめ防止対策委員会

- ア いじめ防止対策委員会を、学校管理職、児童指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー、学校医などのメンバーから組織する。必要に応じて委員会を開催し、情報を共有し、事実関係を確認した上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童を徹底して守り通す。

3 いじめを認知した時の対応



関係機関電話番号

☆ 町教委 (56) 9 1 5 6 ☆ 消防署 1 1 9 ☆ 下野警察署 (52) 0 1 1 0
☆ 西汗駐在所 (56) 4 5 8 5 ☆ 河内教育事務所 0 2 8 (6 2 6) 3 1 8 3

《注 意》

- ・ いじめには緊急を要するものもあり一様にこのマニュアル通り実施するとは限らない。
- ・ 個人や学校だけの問題とせず、教職員・保護者・関係者及び関係機関との連携が大切。
- ・ 単に謝罪のみで解決したとみなさず、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・支援していく。（期間は概ね3か月）

※本郷北小いじめ防止対策(未然防止，早期発見・早期解決のための取り組み)

月	主な取り組み	月	主な取り組み
4	・いじめ防止対策の提案	10	・Q・Uテストや生活アンケートの実施
5	・Q・Uテストや生活アンケートの実施 ・手つなぎ遠足 ・職員研修①Q・Uテストの結果の見方	11	・教育相談 ・児童集会 ・職員研修③重大事態発生時の対応
6	・教育相談	12	・人権週間
7	・個人懇談での情報の把握 ・個人懇談後の情報共有 ・職員研修②事例検討会 いじめの認知について	1	・学校評価による取組みの自己評価 ・冬休み中の児童の様子の情報交換 ・福祉カルタ取り大会
8		2	・保健学習 ・いじめ防止対策についての振り返り
9	・夏休み中の児童の様子の情報交換	3	・いじめ防止対策の改善
通年	・毎月1回，全職員でいじめにかかわる情報交換と共有（今月の気になるさん） ・縦割り班での清掃，共遊		

平成26年3月19日方針設立

平成30年5月15日一部改訂

令和元年7月1日一部改訂